

女性と子どもの安全みまもり企業 防犯パトロールステッカー使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県内の性犯罪を抑止し、女性と子どもが安全で安心して生活できるまちづくりを推進するため作成した「女性と子どもの安全みまもり企業 防犯パトロールステッカー」(以下「パトロールステッカー」という。)の使用について必要な事項を定めるものである。

(パトロールステッカーのデザイン)

第2条 パトロールステッカーのデザインは別図のとおりとする。

(パトロールステッカーの使用対象)

第3条 パトロールステッカーの使用は、原則として福岡県の女性と子どもの安全みまもり企業(以下「みまもり企業」という。)が所有する車両を対象とする。

(パトロールステッカーの作成)

第4条 パトロールステッカーは、原則として福岡県人づくり・県民生活部生活安全課が作成し、交付する。ただし、みまもり企業が、みまもり企業の費用負担によりパトロールステッカーの作成を希望する場合は、別紙1により、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長に申請するものとする。

2 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長は、前号のパトロールステッカーの作成を承認する場合は、別紙2により申請者に通知する。

(パトロールステッカーの使用基準)

第5条 パトロールステッカーを使用にあたっては、次の各号によるものとする。

- (1) パトロールステッカーは、営利目的とした商品や広告活動、募金活動等に使用してはならない。
- (2) パトロールステッカーは、車の見えやすい場所に貼り付けること。
- (3) パトロールステッカーは、みまもり企業で適正に管理し、第三者へ譲渡してはならない。
- (4) パトロールステッカーの使用にあたっては、実施マニュアルを遵守すること。

(報告・調査及び禁止)

第6条 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長は、パトロールステッカーの使用者に対して、必要に応じてその作成及び使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

2 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長は、前項により、パトロールステッカーの使用が適切でないと認めるときは、パトロールステッカーの回収を求めるなど必要な処置をとるものとする。

(協議)

第7条 本要領に定めるもののない事項については、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙1)

平成 年 月 日

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長 殿

(申請者団体) 所在地：
名称：
代表者名：

女性と子どもの安全みまもり企業防犯パトロールステッカー作成申請書

女性と子どもの安全みまもり企業防犯パトロールステッカー使用要領を承諾の上、
作成を申請します。

記

作成枚数	枚
使用車両	(記入例) 当社本社及び県内6営業所の社用車 50 台
連絡先	担当者名
	部署名
	電話番号
	E-mail
備考	

*作成を承認する場合は、電子データを送付します。

(別紙2)

生安第 号
平成 年 月 日

殿

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長

女性と子どもの安全みまもり企業防犯パトロールステッカーの
作成について（承認）

平成 年 月 日付で申請のあった標記の件について、下記のとおり承認します。

記

1 作成を承認する企業名

2 防犯パトロールステッカー作成の条件

- (1) 福岡県は、防犯パトロールステッカー等作成に要する経費を負担しません。
- (2) 防犯パトロールステッカー下部余白に企業名を記載することができます。
- (3) 作成した防犯パトロールステッカーの完成品（写真可）を福岡県人づくり・県民生活部生活安全課あて提出してください。
- (4) 作成した防犯パトロールステッカーは、第3者へ譲渡できません。
- (5) 防犯パトロールステッカーの使用にあたっては、「女性と子どもの安全みまもり企業防犯パトロールステッカー使用要領使用要領」及び「女性と子どもの安全みまもり企業防犯パトロール実施マニュアル」を遵守してください。